

発議18号 精神障がい者にも交通運賃割引制度を求め意見書については、日本共産党を代表し、賛成の立場で討論を行います。

この制度の拡大が初めて議会で取り上げられたのが、H24年9月議会決算特別委員会です。その後、H25年3月の予算特別委員会で取り上げ、市内バス事業者での利用拡大を普及してきた経緯もあり、私自身、思い入れのある制度といえます。

また本市議会では、H25年度一般会計予算に対する議会全体の合意事項となった指摘・要望事項のうち、都市基盤の整備の12項目目に位置付けてきた歴史もあることから、1期目の議員の方も、引退された方も含め、先輩議員の先進的な取り組み、所属されている会派の過去の意向も最大限くみ取っていただき、多くの議員のご賛同をお願いするものです。

さらに言えば、本市では、市民的要求を受け、H14年度～精神障がい者1級の方への福祉タクシー券発行、H22年度～精神障がい者への入院費助成等など、一步一步を拡充してきた経過があります。したがって、交通運賃割引制度が、精神障がい者にも普及・拡大することは当然の流れです。

加えていえば、一つに、平成18年に精神障害者保健福祉手帳の様式が改正され、手帳の本人確認ができるようになったことから不正利用はできなくなりました。二つに、精神障がい者への運賃割引は、輸送人員ベースで全体の約7割の事業所にまで自主的に広がっています。三つに、2012年7月31日付で、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款、の一部改正が行われ、割引対象に精神障がい者も追加されています。以上のことから、意見書を提出し、制度の普及・拡充することは至極当然であります。

以上で発議18号は賛成します。